

# 社会福祉法人甲山福祉センター後援会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「社会福祉法人甲山福祉センター後援会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人甲山福祉センターの運営する西宮すなご医療福祉センター、北山学園、甲寿園、にしのみや苑、芦原デイサービスセンター、安井保育園、安井さくら保育園、夙川さくらんぼ保育園、総合相談支援センターの各事業に対し、物心両面においてこれを積極的に援助し、もって社会福祉の増進に寄与することを本旨とするものであり、この目的の為に前記各事業の援助活動、ならびにこれに付帯する一切の事業を行う。

(所在地)

第3条 本会の事務局は、西宮市石劔町19番13号

総合相談支援センター内におく。

## 第2章 会員および総会

(資格)

第4条 第2条の目的に賛同する個人および法人、その他の団体は、本会の会員になることができる。

(2) 会員の種類は個人会員、及び法人会員（法人もしくはその他の団体が会員となるもの）の2種類とし、下記の例によって会費を納めるものとする。

個人会費 年会費一口金 3,000円以上

法人会費 年会費一口金 12,000円以上

(総会)

第5条 本会は年1回の総会、ならびに必要に応じて臨時総会を開くものとし、いずれも会長が召集する。

(2) 議決は総会出席者過半数の同意で決し、賛否同数の場合は議長が決定する。

(3) 本会の総ての会議は会長が議長となる。会長が出席できない時は、会長が指名する役員が議長となる。

(決議事項)

第6条 総会において、次の事項を決議する。

1. 事業計画に関する事項。
2. 予算及び決算に関する事項。
3. 役員を選任。
4. 会則の改廃に関する事項。

### 第3章 役員

(役員の種類・職責)

第7条 本会に次の役員を置く

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 相当数
4. 監事 2名

(2) 会長は会務を統括し、本会を代表する。

(3) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは予め定めた順序により、その職務を代行する。

(4) 理事は理事会を構成し本会の運営に当たる。

(5) 監事は会計、その他後援会の業務を監査する。

(6) 会長、副会長は理事の互選とする。

(7) 役員任期は2年とし再選を妨げない。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(理事会の決議)

第8条 理事会の決議は10名以上の理事が出席(委任状を含む)し、出席理事の過半数をもって行う。賛否同数の場合は議長が決定する。

### 第4章 会計

(経費)

第9条 後援会の経費は第4条所定の会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

## 第5章 顧問及び参与について

第11条 本会に顧問、参与等を置くことが出来る。

(2) 顧問及び参与は総会承認を経て会長が委嘱する。

(3) 顧問及び参与は本会の業務に参画し、意見を述べる事が出来る。

## 第6章 会則の改廃

第12条 この会則は総会の決議を経て改廃することができる。

## 第7章 その他

第13条 この会則に定める他、本会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

### 付則

1. この会則は1982年11月6日から施行する。
1. 最初に選任された役員の任期は1985年3月末日までとする。
1. この会則は一部改正し1985年8月3日から施行する。
1. この会則は一部改正し2000年9月27日から施行する。
1. この会則は一部改正し2006年9月27日から施行する。
1. この会則は一部改正し2012年9月27日から施行する。
1. この会則は一部改正し2013年10月1日から施行する。